

トピック1：「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」について

概要：2023年12月11日付で国土交通省住宅局から「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」が公表されました。現在、意見募集（パブコメ）が行われています。

経緯：2022年6月17日に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。

また、2022年2月1日の社会資本整備審議会の答申において、小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置に関し、講ずべき施策として、「省エネ化等に伴って重量化している建築物の安全性の確保のため、必要な壁量等の構造安全性の基準を整備する。」とされており、特に重量化している ZEH 水準等の建築物を対象として 2022 年 10 月 28 日に「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」（以下「令和4年基準（案）」という。）をとりまとめ、公表を行いました。

その後、建築物の仕様の多様化に適確に対応するため、全ての小規模の木造建築物について建築物の仕様の実況に応じた必要壁量等を算定できるよう見直しの作業を進め、今般、見直しの方向性が概ね固まったことを踏まえ、2023年（令和5年）12月時点での基準の見直し（案）等の概要を公表するに至りました。

※注：小規模の木造住宅・建築物を対象に構造関係規定の見直しを行い、2025年（令和7年）4月から施行予定です。 尚、規模に関わらず、構造計算を行う場合には、壁量及び柱の小径の基準は適用されません。

備考：[問合せ先]
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付
電話：03-5253-8111（内線：39536、39537）
メール：hqt-kouzou23@gxb.mlit.go.jp

関連 HP は以下の通り。
（概要）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000166.html

（意見募集）

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155230731&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155230731&Mode=0)

トピック2：「業務報酬基準ガイドラインの主な改訂内容」について

概要：国土交通省より「業務報酬基準ガイドラインの主な改訂内容」が公表されました。

[改正の経緯とポイント]

- 改正の経緯に関し「課題の整理」、「アンケート調査」、「調査結果の分析及び告示案の検討」の概略を記載。
- 改正のポイントに関し「戸建住宅を含む略算表の見直し」、「難易度による補正方法の見直し」、「複合建築物に係る業務量の算定方法の見直し」、「省エネ基準の適合義務付けへの対応」の概略を記載。
- 今後の課題に関し「略算表の見直しに際し一部の類型で改訂を見送る結果となったこと」、「改修工事、BIMに対応した基準の整備」について記載。

[工事監理等の業務量]

- 略算表の適用にあたっての留意点として「通常と著しく異なる場合は、実情を考慮した実費加算方式を用いることが望ましい」旨を追記。

[複合建築物に係る業務量の算定方法の見直し]

- 主たる用途を補完する施設の取扱いを明確化。
 - ・ 略算方法になじまず実費加算方法等により算定することが適切な例示を追加
 - ※補完施設を共用しない場合、複数の管理・運営主体による場合等
 - ・ 複数用途が構造的に分離されている場合の取扱いの見直し
 - ※構造の設計のみ、複合化係数を乗じない単一用途の建築物として略算表を適用

[難易度による補正]

- 難易度の補正を行う対象建築物の事例を今般の調査で示した例示にあわせ、充実。

[省エネ基準適合の全面義務化への対応]

- 設計及び工事監理等の標準業務に「建築物省エネ法に関し省エネ基準への適合に係る設計検討、設計図書等の作成（省エネ計算、省エネルギー適合判定を含む）」を追加。

[BIMの業務について]

- BIMを活用する場合の注意点を追記するとともに、BIM特有の追加的業務を充実。

[追加的業務について]

- 設計期間変更や工期延長に伴う追加の設計・工事監理は追加的業務であることを明確化。

※注：2023年10月5日～11月3日にパブリックコメントの募集を実施したが、告示案に関し特段の見直しは不要と判断した。また、これと同時に各委員からの意見として、今後の告示見直しに関する課題等も示されている。

備考：詳細は国土交通省HP等を御参照下さい。

トピック3：「建築 BIM 推進会議」（建築 BIM 環境整備部会）について

概要：国土交通省より「建築 BIM 推進会議」に関する概要が公表されました。

【今後の進め方】

- 令和5年度建築BIM推進会議は年2回の開催を予定。
(建築BIM環境整備部会は年3回の開催を予定。)
- 部会横断のTF及び戦略WGにおいて、令和5年3月に定めた「建築BIMの将来像と工程表(増補版)」に基づく、BIMの社会実装に向けた環境整備を着実に進める。
- 各部会においても、令和元年9月に定めた「建築BIMの将来像と工程表」に基づき、引き続き必要な検討を進める。

【審査TF：第2回会議11月15日開催】※BIMによる建築確認の環境整備を目的としたTF

主な議題

- テンプレート(プロトタイプ)
- BIM 図面審査のあり方
- 整合性審査省略の対象範囲・項目
- 建築確認用CDEの基本要件
- BIM データ審査の検討項目

【標準化TF：第2回会議11月9日開催】※データ連携環境の整備を目的としたTF

主な議題

- 標準パラメータリスト進捗
[全体○%/部位・工種別○%]
- 標準パラメータリストの全体像
- 部位別・工種別に作成したリストの対応関係を整理する際の方針
- コード化の方向性
- 中間ファイルフォーマットの方向性

※外部データとの連携についての中間成果は今後精査

【関連団体による部会】

部会2：BIMモデルの形状と属性情報の標準化

部会3：BIMを活用した建築確認検査の実施

部会4：BIMによる積算の標準化

部会5：BIMの情報共有基盤の整備

※注：部会1は全体を統括する建築BIM環境整備部会を指す。

備考：詳細は国土交通省HP等を御参照下さい。

(以上)